

# 仕 様 書

件 名 170号浴場機械室薬注タンク・残留塩素計取付	仕様書番号	52
	作成年月日	令和3年12月16日
	所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
	作成者	防衛技官 近藤 真也

## 1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「170号浴場機械室薬注タンク・残留塩素計取付」に適用する。

## 2 実施場所

福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

## 3 概 要

170号浴場機械室薬注タンク・残留塩素計官給品の据付及び部品取替を実施するもの。(制御盤内改造、電源線、制御線、薬液注入、サンプリング水取出の接続等含む)

## 4 移設する薬注タンク、残留塩素計及び取替部品のメーカー、型式・規格、数量は下表のとおり。

### (1) 官給品

品名	メーカー	型式・規格	数量
薬注タンク	TACMINA	PESP-200-S4-F-X	1
ポンプ制御機能付き残留塩素計	内外化学製品株式会社	ZES-PC-B3	1

### (2) 取替部品

品名	メーカー	型式・規格	数量
薬注ポンプ	TACMINA	注入量:30cc/min×1.0Mpa 電源電圧:100~240V	1
残留塩素計用電極(センサー)	内外化学製品株式会社	RE3-35-0-AUAG	1

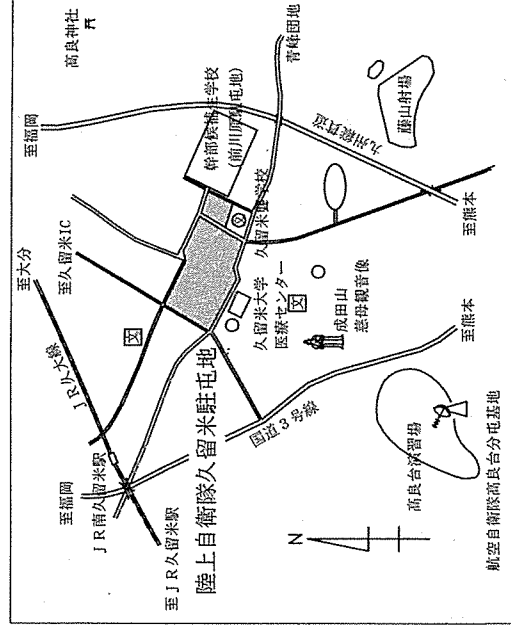
## 5 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書その他、メーカー仕様その他関係諸法規を厳守し実施するものとする。
- (2) 本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (3) 施設等には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。場合によっては監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し作業前・中(各工程毎)・後及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番)に整理のうえ1部を監督官に提出する。なおネガ又はデジタルカメラの電子データの完成検査終了後、請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。

(6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。やむを得ず駐屯地側の電気、水を使用せざるを得ない場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続き等を実施し使用することができるとするが費用に要した費用については、請負業者の負担とする。

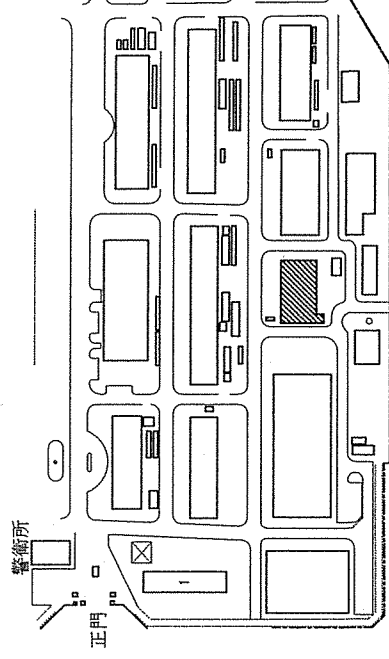
#### 6 特記事項

- (1) 請負業者は、本役務に伴う作業工程表を作成し、監督官の承認を受けた後、作業を実施する。
- (2) 制御盤内改造は次の条件となるように実施する。ろ過ポンプ運転時、残留塩素濃度により残留塩素濃度を測定し、測定値が目標値を下回ると予め設定しておいた濃度まで薬注ポンプを駆動させることができる。また、制御盤のスイッチにて薬注ポンプを「自動」、「手動」、「切」の作動切替えができること。残留塩素濃度の設定値については、監督官の指示に従うこと。
- (3) 作業完了後、薬注ポンプを作動させ、上記作動条件を満たしているか確認する。また薬液注入口等接続箇所から漏れ等が無いか確認すること。
- (4) 本役務で実施する各種試験、試運転は、それぞれ監督官が立会するものとする。また、それぞれの結果を報告書にまとめて監督官に提出する。報告書の様式は、随意とするが、点検項目毎に点検結果が判断できる様式とする。

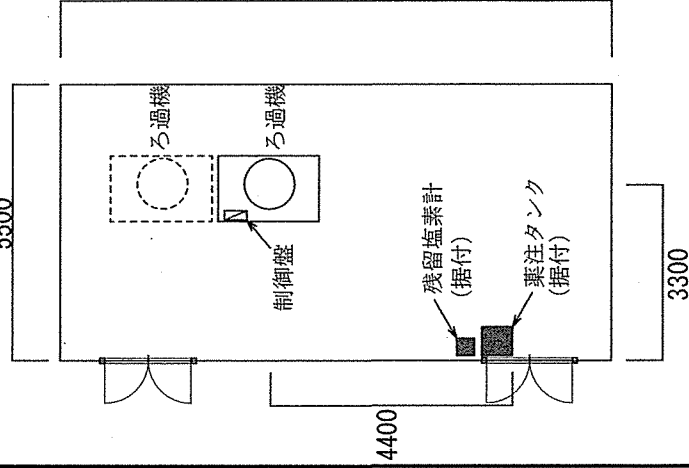


駐屯地案内図 S=1/X

▨：該当建物



久留米駐屯地配置図 S=1/X



170号浴場機械室 配置図 S=1/X

